（地方環境室並びに企画官及び調査官）

第一条　秘書課に地方環境室並びに企画官一人及び調査官一人を置く。

２・３　（略）

４　企画官は、命を受けて、秘書課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

５　（略）

（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官）

第三条　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官一人を置く。

２～７　（略）

（削る）

８　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第六条　環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室を置く。

２　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定、補償の給付及び予防並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。第四項第二号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～７　（略）

（削る）

８　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十四条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

９　熱中症対策室に室長を置く。

（化学物質審査室）

第七条　環境保健部化学物質安全課に、化学物質審査室を置く。

２　化学物質審査室は、環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

３　化学物質審査室に、室長を置く。

第八条　（略）

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第九条　総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室を置く。

２・３　（略）

（地方環境室及び調査官）

第一条　秘書課に地方環境室及び調査官一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

４　（略）

（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官及び調査官）

第三条　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官一人及び調査官一人を置く。

２～７　（略）

８　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務をつかさどる。

９　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室）

第六条　環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室を置く。

２　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定及び補償の給付並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。第四項第二号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～７　（略）

８　化学物質審査室は、環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

９　化学物質審査室に、室長を置く。

（新設）

（新設）

第七条　（略）

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室）

第八条　総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室を置く。

２・３　（略）